

## 平成24年第2回当別町議会定例会

平成24年第2回当別町議会定例会は、6月6日から11日までの6日間の日程で開催し、補正予算、議員提案による条例の制定などを審議しました。

### 6月補正予算

#### 弁華別中体育館屋根復旧工事、当別中音楽室修繕工事、西当別中屋根改修工事などを追加補正

平成24年度当別町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ1,401万円を増額し、歳入歳出それぞれ76億3,578万円とする補正予算を可決。



4月4日、発達した低気圧による強風で屋根がはがれた弁華別中学校の体育館

### 議員提案

#### 議員提案 1号 当別町議会議員政治倫理条例の提出について

##### 賛成多数により可決

この条例は、議員が議員活動をする場合に遵守すべき行動の規準を定めるとともに、自らが説明責任を果たし、町民が議員に対し説明を求める機会を保証することで、議会と議員が町民から更なる信頼を得る基盤を作り、町政の発展に寄与することを目的としております。ここでは、賛成討論と反対討論を掲載します。

なお、条例の全文は当別町議会ホームページに掲載します。

##### 反対討論

###### 渋谷議員

- ・この条例は時代錯誤、時代に逆行するもの。
- ・議員の政治活動や表現の自由が束縛される可能性がある。
- ・町民が議会に求めているものは、議会報告会、夜間議会、休日議会など、町民が議会の情報に触れる機会を作ることだと思う。
- ・「事実と反する情報の提供等」(第3条第1号)とあるが、事実かどうかの判断は誰がするのか。

##### 賛成討論

###### 岡野議員

- ・清流と政友会の2会派が、先進地研修をして、1年間協議した上で原案を示し、大方の賛同を得て今回議員提案した。
- ・根拠のない推論で反対することなく、議員自ら作成、提案し、議員として自らの襟を正し、住民から付託された公職者としての責務を果たすという条例の趣旨を踏まえ賛同いただきたい。
- ・この条例は、住民との信頼関係のもとにまちづくりを進めるために、議員の行動基準を明確にし、自らの行動に責任をもち、説明責任を果たす具体的な実践方法を明記したもの。
- ・議員の表現の自由、議員活動の自由を制限するものではない。正しい情報、客観的なデータ、議会の議決に従って、住民に対し、議員の役割を果たすという議員自らの意思を示したものだ。
- ・誤ったデータや一部の主観的な考えによって住民を惑わすことがあれば、素直に説明責任を果たすことは、一般常識の範疇であり、当たり前のこと。
- ・渋谷議員自身の名前で出された「明るい会のニュース緊急号外」で、「憲法違反の項目全面削除、私たち当別の真の改革を願っている勢力の勝利の第一歩」とかかれていたが、誤解もはなはだしく即刻訂正すべき。渋谷議員の申し入れによって修正されたものではない。
- ・条例制定後は、条例に抵触するような議員の行為などは無く、町民全体の利益を優先する議会であってほしい。

###### 竹田議員

- ・長い議員生活の中で、今日まで政治倫理条例の必要性を感じたことはなかった。議員たるもの、社会通念上疑惑もたれる行為、個人に対する名誉毀損、誹謗中傷などの行為は、あってはならない。
- ・先の議会にて懲罰特別委員会を設置したことは、当別町議会にとって不名誉なこと。懲罰問題に関して議会広報が発行した号外に対し、議会が焦点をすり替えているなどというチラシを読んだが、町民を惑わす行為である。
- ・表現の自由、政治活動の自由を主張しているが、自由と権利を主張するなら義務を果たすことが大前提。議会の議決に基づいた情報を的確に伝える義務がある。情報の捏造や、局解される表現は、町民の信頼を失い、社会を惑わし、秩序を乱すもので、議員として慎まなければならない。
- ・憲法違反の恐れがある倫理条例は直ちに検討を打ち切り、中止せよと議長に申し入れた議員がいるが、削除した条文に憲法違反の恐れなど無く、その骨子はほかの条文に集約されている。
- ・議員への懲罰を二度と繰り返さないためにも倫理条例を制定し、議員自ら襟を正して活動することが今こそ求められている。

・17人の議員全員が、議員としての使命感のもと、倫理条例にのっとり議会の品位を重んじ、間違いの無い議員活動することを期待する。

**小早川議員**

・当別町議会では、現在まで、明文化した政治倫理条例は無く、議員個々の常識や自覚に基づいて議員活動をしてきた。  
 ・議会や議員が町民全体の利益を尊重し、町政の発展に寄与するために、明確な倫理基準の下に活動することが大事。  
 ・町民から信頼され、ともに歩める議員活動にするため政治倫理条例の制定に賛成する。

**議員提案 2 号**

**議員渋谷俊和君の平成23年度政務調査費の監査請求に関する決議**

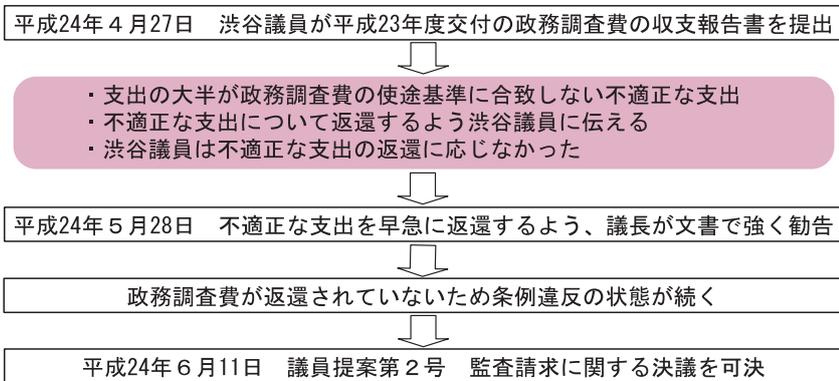
**除斥の渋谷議員を除く全議員の賛成で可決**

(この議案は、渋谷議員本人に直接利害関係があることから、除斥としました)

※除斥とは、議員は、自分や配偶者、血縁者の一身上に関する事件の審議には参与すること（関わること）ができません。その事件が議題になってから表決が終わるまでの間、議場から退場していなければならぬ一連の手続きを除斥といいます。

渋谷議員が政務調査費を当てた支出が政務調査費の使途基準に合致しない不適正な支出であることを明確にするため、地方自治法第98条第2項の規定により、議会として監査委員に対し監査請求をしました。

1 監査請求に関する決議に至った経緯



2 政務調査費とは

政務調査費とは、地方自治法第100条第14項、第15項の規定に基づき制定された、当別町政務調査費の交付に関する条例および当別町政務調査費の交付に関する条例施行規則に基づき当別町議会議員の調査研究に資するために必要な経費として会派及び議員に交付されるもので議員の政治活動や個人的な活動など調査研究活動以外の経費に充てることはできません。

3 政務調査費の手引き

議会は、平成24年2月に手引きを作成し、渋谷議員を含む全議員が、平成23年度の政務調査費から手引きの使途基準に従うことを確認しています。手引きでは、政務調査費の支出ができない6項目について、参考事例を列記しています。

政務調査費の支出ができない項目	
1 政党活動にかかる経費	4 私的活動にかかる経費
2 選挙活動にかかる経費	5 私的活動にかかる経費と区分が困難なもの
3 後援会活動にかかる経費	6 その他政務調査費の目的に合致しない経費

4 渋谷議員の平成23年度政務調査費収支報告書

収支報告書には、「明るい当別をつくる会」ニュースの印刷代、同会主催の議会報告会会場費、宣伝カーのガソリン代などの支出に政務調査費を充当しています。渋谷議員は、「政務調査費の手引き」において支出できないものとしている項目を収支報告書に掲載しており、政務調査費を支給する本来の目的から大きく逸脱し、制度そのものの真義を歪め、町民の議員に対する信頼を大きく損ねる行為と言わざるを得ません。なお、「政務調査費の手引き」は渋谷議員を含む全議員の同意のもとで作成しました。



**用語解説 「監査・監査請求」**

監査とは、AとBの間に生ずる問題について、第三者として介在して、その問題について利害の調整をするために調べ直すこと。組織の運営や活動が確立されているルールと合っているかを確認するために、これらに関する証拠を客観的に集め、評価して、その結果を利害関係を持つ利用者に伝達することです。

監査請求にはおもに4種類あります。

- 住民の直接請求に基づく監査**  
選挙権を有する者が総数の50分の1以上の連署をもって、町の事務の執行について、監査委員に監査を請求することができる。
- 住民監査請求に基づく監査**  
住民が町長、またはその他職員について違法もしくは不当な公金の支出等があると認めるときは、監査委員に監査を求めることができる。
- 議会の請求に基づく監査**  
議会は、町の事務の執行について、監査委員に監査を求めることができる。
- 町長の要求に基づく監査**  
町長は、町の事務の執行について、監査委員に監査を求めることができる。